

資料編

1. 指定文化財一覧
2. 文化財関連法規
3. 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡電線ルート図

表_指定文化財一覧 (1/9)

No.	名称	種類	指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
1	浅間神社摂社山宮神社 本殿 附棟札4枚	国 建造物	明治40年 8月28日		1棟	一宮町一ノ宮 1705	浅間神社
2	山梨岡神社本殿	国 建造物	明治40年 8月28日		1棟	春日居町鎮目 1696	山梨岡神社
3	慈眼寺本堂・庫裏・鐘 楼門	国 建造物	昭和61年 1月22日	建第32号	3棟	一宮町末木 336	慈眼寺
4	絹本著色仏涅槃図	国 絵画	大正5年5 月24日		1幅	石和町松本 610	大蔵経寺
5	紙本淡彩陶道明聴松図	国 絵画	昭和24年 2月18日		1幅	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
6	絹本著色法然上人絵伝	国 絵画	平成22年 6月29日		2幅	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
7	木造大物主神立像	国 彫刻	昭和39年 9月6日			御坂町二之宮 1450-1	美和神社
8	木造吉祥天及二天像	国 彫刻	昭和58年 6月6日	彫第3372号		御坂町大野寺 2027	福光園寺
9	木造他阿上人真教坐像	国 彫刻	昭和58年 6月6日	彫第3373号		御坂町上黒駒 2969	称願寺
10	紺紙金泥般若心経 付 武田晴信自筆奉納包紙	国 書跡	明治38年 4月4日			一宮町一ノ宮 1684	浅間神社
11	釈迦堂遺跡出土品	国 考古資料	昭和63年 6月6日 平成17年 6月9日追 加	考第437号	土偶1116 点、土器 ・土製品 3410点、 石器・石 製品915 点、附土 器把手残 欠79点、 粘土塊52 点、剥片 ・石核等 26点、ベ ンガラ塊 1点	一宮町千米寺 764 (釈迦堂遺跡博物館)	釈迦堂遺跡 博物館組合
12	甲斐国分寺跡	国 史跡	大正11年 10月12日			一宮町国分	笛吹市 他
13	甲斐国分尼寺跡	国 史跡	昭和24年 7月13日			一宮町東原	笛吹市 他
14	佐久神社本殿 附神額	県 建造物	昭和33年 6月19日	有建第2号	1棟	石和町河内 80	佐久神社
15	八田家書院 附土蔵棟 札・永々日記・家政歴 年誌・地相絵画図・八 田村古絵図	県 建造物	昭和36年 12月7日	有建第10号	1棟	石和町八田 334	個人
16	板絵著色三十六歌仙図	県 絵画	昭和40年 8月19日	有絵第10号	36面	御坂町二之宮 1450	美和神社
17	紙本著色星曼荼羅	県 絵画	昭和62年 1月21日	有絵第18号	1幅	一宮町末木 336	慈眼寺
18	絹本著色熊野曼荼羅 附桐箱	県 絵画	平成13年 2月8日	有絵第37号	1幅 1合	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	熊野神社
19	絹本著色両頭愛染明王 像	県 絵画	平成15年 5月1日	有絵第41号	1幅	石和町松本 610	大蔵経寺
20	絹本著色不動明王二童 子像(坐像系)	県 絵画	平成15年 5月1日	有絵第42号	1幅	石和町松本 610	大蔵経寺
21	絹本著色不動明王二童 子像(立像系)	県 絵画	平成15年 5月1日	有絵第43号	1幅	石和町松本 610	大蔵経寺
22	絹本著色騎獅不動明王 八大童子像	県 絵画	平成15年 5月1日	有絵第44号	1幅	石和町松本 610	大蔵経寺

表_指定文化財一覧 (2/9)

No.	名称	種類	指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
23	甲府道祖神祭幕絵東都名所目黒不動之瀧歌川広重筆・東都名所洲さき汐干狩二代歌川広重筆 附目黒不動之瀧用麻製吊縄一本	県 絵画	平成 16 年 5 月 6 日	有絵第 45 号	2 張	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
24	絹本着色五代目大木喜右衛門夫婦像 歌川広重筆	県 絵画	平成 17 年 5 月 2 日	有絵第 47 号	2 幅	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
25	木造香王観音立像	県 彫刻	昭和 34 年 2 月 9 日	有彫第 5 号	1 躯	御坂町大野寺 2019-2	福光園寺
26	木造十一面観音立像	県 彫刻	昭和 35 年 11 月 7 日	有彫第 14 号	1 躯	一宮町竹原田 1263	満願寺
27	石造地藏菩薩坐像	県 彫刻	昭和 46 年 4 月 8 日	有彫第 33 号	1 躯	一宮町北野呂 176	北野呂区
28	木造虚空蔵菩薩坐像	県 彫刻	昭和 44 年 11 月 20 日	有彫第 30 号	1 躯	境川町藤壘 322	智光寺
29	木造不動明王坐像	県 彫刻	平成 14 年 12 月 9 日	有彫第 62 号	1 躯	春日居町熊野堂 135-1	熊野堂下区
30	木造五大明王像	県 彫刻	平成 9 年 6 月 12 日	有彫第 59 号	5 躯	春日居町桑戸 175-1	桑戸区
31	木造如来形坐像・塑像 残欠	県 彫刻	平成 10 年 6 月 8 日	有彫第 60 号	1 躯、一 括	八代町永井 1543	瑜伽寺
32	木造十二神将立像	県 彫刻	平成 10 年 6 月 8 日	有彫第 61 号	12 躯	八代町永井 1543	瑜伽寺
33	木造蔵王権現立像	県 彫刻	平成 17 年 12 月 26 日	有彫第 65 号	1 躯	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
34	木造阿弥陀如来及両脇侍像	県 彫刻	平成 19 年 4 月 26 日	有彫第 67 号	3 躯	御坂町成田 733	九品寺
35	超願寺文書	県 書跡	昭和 48 年 7 月 12 日	有書第 26 号	3 通	一宮町塩田 818	超願寺
36	版本大般若経 付紙本 墨書大般若経 110 巻、 絹本着色十六善神画像 1 幅、経箱大 6 合、小 6 0 合	県 書跡	昭和 50 年 3 月 17 日	有書第 29 号	490 巻	境川町大坪 505	実相寺
37	広蔵院文書	県 書跡	昭和 56 年 3 月 12 日	有書第 40 号	36 点	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	広蔵院
38	桑原家文書	県 書跡	昭和 58 年 7 月 21 日	有書第 42 号	5 通	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	個人
39	紙本墨書梵書法帖	県 書跡	昭和 61 年 9 月 17 日	有書第 44 号	1 冊	一宮町末木 336	慈眼寺
40	田辺家文書	県 書跡	平成 17 年 5 月 2 日	有書第 58 号	90 通	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
41	市河家文書	県 書跡	平成 22 年 3 月 31 日	有書第 59 号	9 1 点	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
42	銅鐘	県 工芸	昭和 34 年 2 月 9 日	有工第 3 号	1 口	一宮町金沢 227	広蔵院
43	太刀	県 工芸	昭和 40 年 5 月 13 日	有工第 17 号	1 口	一宮町一ノ宮 1684	浅間神社
44	古常滑大甕・支那青磁 碗、同染付碗、同皿、 黄瀬戸皿	県 工芸	昭和 43 年 2 月 8 日	有工第 29 号	39 点	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	個人
45	銅鏡(菱雲文帯半円方 形四乳鏡)	県 工芸	昭和 43 年 2 月 8 日	有工第 28 号	1 面	八代町北 1615	熊野神社
46	古瀬戸瓶・古常滑大甕	県 工芸	昭和 43 年 12 月 12 日	有工第 30 号	2 個	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
47	太刀銘一徳斎助則	県 工芸	昭和 47 年 1 月 27 日	有工第 37 号	1 口	一宮町一ノ宮 1684	浅間神社

表_指定文化財一覧 (3/9)

No.	名称	種類	指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
48	太刀銘一徳斉助則	県 工芸	昭和 47 年 1 月 27 日	有工第 38 号	1 口	一宮町中尾 1331	個人
49	刺繍法華経	県 工芸	昭和 58 年 3 月 10 日	有工第 45 号	1 巻	一宮町末木 336	慈眼寺
50	白糸威褰取鎧 (残欠)	県 工芸	昭和 61 年 3 月 19 日	有工第 53 号	一括	御坂町二之宮 1450	美和神社
51	朱札紅糸素懸威胴丸佩 楯付	県 工芸	昭和 61 年 3 月 19 日	有工第 54 号	1 領	御坂町二之宮 1450	美和神社
52	太刀 附衛府太刀拵	県 工芸	平成元年 7 月 19 日	有工第 58 号	1 口	一宮町南野呂 621	大宮神社
53	銅鐘	県 工芸	平成 28 年 2 月 22 日	有工第 67 号	1 口	御坂町下野原 1251	光国寺
54	桂野遺跡出土大形深鉢 形土器	県 考古資 料	平成 14 年 7 月 4 日	有考古第 22 号		御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	笛吹市
55	御崎古墳出土品	県 考古資 料	平成 8 年 11 月 7 日	有考古第 13 号	362 点	春日居町寺本 170-1 (春日居郷土館)	笛吹市
56	地藏堂塚古墳出土蕨手 刀	県 考古資 料	平成 16 年 5 月 6 日	有考古第 29 号	1 点	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	笛吹市
57	鉄製人形一括	県 考古資 料	平成 16 年 11 月 29 日	有考古第 31 号		一宮町千米寺 764	釈迦堂遺跡 博物館組合
58	古柳塚古墳出土品	県 考古資 料	平成 17 年 5 月 2 日	有考古第 32 号	68 点	春日居町寺本 170-1 (春日居郷土館 鐙・轡・ 辻金具は山梨県立博物 館)	笛吹市
59	甲州道中図屏風	県 歴史資 料	平成 17 年 5 月 2 日	有歴第 14 号	一双	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	山梨県
60	岡の式三番	県 無形民 俗	昭和 35 年 11 月 7 日	無民第 1 号		笛吹市八代町岡	岡式三番叟 保存会
61	山梨岡神社の太々神楽	県 無形民 俗	昭和 42 年 8 月 7 日	無民第 10 号		春日居町鎮目 1696	山梨岡神社 舞子
62	二ノ宮美和神社の太々 神楽 付版木 1 枚、神 楽二十五番次第 1 枚	県 無形民 俗	昭和 56 年 3 月 12 日	無民第 12 号		御坂町二之宮 1450	美和神社神 楽保存会
63	田下駄	県 有形民 俗	昭和 35 年 11 月 7 日	有民第 2 号	1 点	芦川町鶯宿 678	個人
64	姥塚	県 史跡	昭和 40 年 5 月 13 日	史跡第 9 号		御坂町井之上 941	南照院
65	八田家御朱印屋敷	県 史跡	昭和 44 年 11 月 20 日	史跡第 14 号		石和町八田 334	個人
66	岡銚子塚古墳	県 史跡	昭和 63 年 5 月 12 日	史跡第 15 号		八代町岡 2286 他 (ふるさと公園内)	笛吹市
67	経塚古墳	県 史跡	平成 6 年 11 月 7 日	史跡第 19 号		一宮町国分 1162-1 (山梨県森林公園金川 の森内)	山梨県
68	竜塚古墳	県 史跡	平成 16 年 5 月 6 日	史跡第 27 号		八代町米倉 2086-51 他 16 筆	笛吹市 他
69	寺本廃寺跡	県 史跡	平成 21 年 5 月 21 日	史跡第 29 号		春日居町寺本 256 ほ か	笛吹市 他
70	檜峰神社のコノハズク 生息地	県 天然記 念物	昭和 33 年 6 月 19 日	天第 5 号		御坂町上黒駒、檜峰神 社	檜峰神社
71	一宮浅間神社の夫婦ウ メ	県 天然記 念物	昭和 35 年 11 月 7 日	天第 28 号		一宮町一ノ宮 1684	浅間神社
72	智光寺のカヤ	県 天然記 念物	昭和 45 年 10 月 26 日	天第 84 号		境川町藤垜 322	智光寺
73	宗源寺のヒダリマキカ ヤ	県 天然記 念物	昭和 45 年 10 月 26 日	天第 89 号		境川町藤垜 4771	宗源寺
74	下黒駒の大ヒイラギ	県 天然記 念物	昭和 60 年 3 月 19 日	天第 99 号		御坂町下黒駒、秋葉神 社	下黒駒区
75	称願寺のサクラ	県 天然記 念物	昭和 63 年 11 月 16 日	天第 106 号		御坂町上黒駒 2964	称願寺

表_指定文化財一覧 (4/9)

No.	名称	種類		指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
76	石橋八幡神社本殿	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 1 号	1 棟	境川町石橋 2096	八幡神社
77	常楽寺の五輪塔	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 2 号	1 棟	境川町藤垜 2446	常楽寺
78	本光寺山門	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 3 号	1 棟	八代町米倉 872	本光寺
79	定林寺山門	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 4 号	1 棟	八代町南 747	定林寺
80	荻野家	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 5 号	1 棟	御坂町大野寺 1474	個人
81	薬師堂 附木造薬師如来坐像	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 6 号	1 棟	八代町永井 1543	瑜伽寺
82	普賢願生稻荷堂本殿	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 7 号	1 棟	石和町市部 1023	遠妙寺
83	岡八幡神社の石造明神鳥居	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 8 号	1 基	八代町岡 1250	八幡神社
84	浅間神社拝殿 附旧材 1 枚	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 9 号	1 棟	一宮町一ノ宮 1684	浅間神社
85	江戸中期民家	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 10 号	1 棟	八代町南 796	笛吹市
86	賀茂春日神社本殿	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 11 号	1 棟	春日居町加茂 319	賀茂春日神社
87	福光園寺鐘楼門	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 12 号	1 棟	御坂町大野寺 2019-2	福光園寺
88	仁王門及び総門	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 13 号	2 棟	石和町市部 1016	遠妙寺
89	小山城主穴山伊予守信永及び一族郎党に関する歴史資料（五輪塔及び位牌）	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 14 号	一式	御坂町二之宮 513	常楽寺
90	聖応寺仏殿・開山堂附仏殿建立日記・仏殿建立萬請拂決算目録・仏殿棟祭記	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 15 号	1 棟	境川町大黒坂 1090	聖応寺
91	聖応寺反橋 附棟札 1 枚	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 16 号	1 棟	境川町大黒坂 1090	聖応寺
92	灯籠	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 17 号	1 基	御坂町大野寺 2019-2	福光園寺
93	梅の木石幢	市	建造物	平成 16 年 10 月 12 日	笛有建第 18 号	1 基	八代町竹居 2056	八代町竹居区
94	國分寺本堂・薬師堂・鐘楼門・庫裏附棟札・鰐口・小屋貫・板絵	市	建造物	平成 24 年 8 月 2 日	笛有建第 19 号	4 棟	一宮町国分 196-1	國分寺
95	諏訪南宮神社の扉絵	市	絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 1 号	4 面	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	諏訪南宮神社
96	版彩当麻曼荼羅	市	絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 2 号	1 幅	御坂町上黒駒 2964	称願寺
97	金胎両部曼荼羅	市	絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 3 号	1 幅	一宮町末木 336	慈眼寺
98	種子十三仏	市	絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 4 号	1 幅	一宮町末木 336	慈眼寺
99	大日如来坐像	市	絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 5 号	1 幅	一宮町末木 336	慈眼寺
100	金剛夜叉明王像	市	絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 6 号	1 幅	一宮町末木 336	慈眼寺
101	弘法大師像	市	絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 7 号	1 幅	一宮町末木 336	慈眼寺
102	大蔵経寺絵画	市	絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 8 号	6 点 8 幅	石和町松本 610	大蔵経寺

表_指定文化財一覧 (5/9)

No.	名称	種類	指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
103	絹本著色仏涅槃図	市 絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 9 号	1 幅	境川町大黒坂 1090	聖応寺
104	涅槃図	市 絵画	平成 16 年 10 月 12 日	笛有絵第 10 号	1 幅	御坂町大野寺 2019-2	福光園寺
105	聖観音像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 1 号	1 躯	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	安楽寺
106	木造十一面観世音立像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 2 号	1 躯	境川町藤垜 2446	常楽寺
107	石橋八幡神社左大臣・ 右大臣像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 3 号	2 躯	境川町石橋 2096	石橋八幡神社
108	木造不動明王立像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 4 号	1 躯	御坂町成田 678	正法寺
109	木造地藏菩薩立像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 5 号	1 躯	御坂町上黒駒 2964	称願寺
110	木造地藏菩薩立像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 6 号	1 躯	春日居町寺本 222-6	寺本区
111	閻魔王像及び十王像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 7 号	2 躯	石和町小石和 372	成就院
112	延命地藏菩薩像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 9 号	1 躯	御坂町栗合 146	慈光寺
113	石造光明真言碑	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 10 号	1 基	一宮町末木 336	慈眼寺
114	木造金剛力士像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 11 号	2 躯	一宮町塩田 944	楽音寺
115	仏足石	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 12 号	1 基	一宮町田中 408	瑞蓮寺
116	小澤一仙の竜の彫刻	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 13 号	1 基	御坂町上黒駒 2964	称願寺
117	小澤一仙の竜の彫刻	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 14 号	1 基	御坂町上黒駒 檜峰神社	檜峰神社
118	星石	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 15 号	1 基	御坂町竹居 3277	竹居区室部組
119	木造十一面観世音菩薩 立像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 16 号	1 躯	春日居町桑戸 513	地藏院
120	塑像不動明王坐像	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 17 号	1 躯	春日居町桑戸 175-1	桑戸区
121	金地蔵の石造馬頭観世 音立像 附石仏群	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 18 号	1 躯	八代町北 1464	金地蔵保存会
122	五輪板碑	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 19 号	1 基	一宮町新巻 473	個人
123	仁王像 (阿吽 2 体)	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 20 号	2 躯	石和町市部 1016	遠妙寺
124	木造地藏菩薩像 (関ノ 地藏尊)	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 21 号	1 躯	春日居町鎮目字日向地 内	個人
125	キの神	市 彫刻	平成 16 年 10 月 12 日	笛有彫第 22 号	1 躯	春日居町鎮目 1696	山梨岡神社
126	厨子	市 工芸	平成 16 年 10 月 12 日	笛有工第 1 号	1 基	御坂町上黒駒 2964	称願寺
127	懸仏	市 工芸	平成 16 年 10 月 12 日	笛有工第 2 号	1 面	八代町大間田 146	長全寺
128	懸仏	市 工芸	平成 16 年 10 月 12 日	笛有工第 3 号	1 面	八代町南 931	自性寺
129	懸仏	市 工芸	平成 16 年 10 月 12 日	笛有工第 4 号	1 面	八代町奈良原 865	広済寺
130	甲陽一徳斎藤原助則薙 刀	市 工芸	平成 16 年 10 月 12 日	笛有工第 5 号	1 口	御坂町上黒駒 檜峰神 社	檜峰神社
131	単鳳環頭太刀柄頭	市 工芸	平成 16 年 10 月 12 日	笛有工第 6 号	1 点	春日居町寺本 170-1 (春日居郷土館)	鎮目一

表_指定文化財一覧 (6/9)

No.	名称	種類		指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
132	福光園寺鐘	市	工芸	平成 16 年 10 月 12 日	笛有工第 7 号	1 口	御坂町大野寺 2019-2	福光園寺
133	日月輪像 (鏡)	市	工芸	平成 16 年 10 月 12 日	笛有工第 9 号	1 面	御坂町大野寺 2019-2	福光園寺
134	七条袈裟	市	工芸	平成 29 年 5 月 11 日	笛有工第 10 号	1	一宮町末木 336	慈眼寺
135	三櫛熊野神社武田信縄 の禁制	市	書跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛有書第 1 号	1 枚	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	三櫛熊野神 社
136	武田信玄公和歌短冊	市	書跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛有書第 2 号	1 点	一宮町一ノ宮 1684	浅間神社
137	大般若経写本	市	典籍	平成 16 年 10 月 12 日	笛有典第 1 号	606 卷	一宮町末木 112	長昌寺
138	聖応寺文書	市	古文書	平成 16 年 10 月 12 日	笛有古第 1 号	6 通	境川町大黒坂 1090	聖応寺
139	熊野神社篇簡「長寛勘 文」書写本	市	古文書	平成 16 年 10 月 12 日	笛有古第 2 号	1 冊	八代町北 1615	熊野神社
140	武田信玄祈願状	市	古文書	平成 16 年 10 月 12 日	笛有古第 3 号	1 点	御坂町成田 1501-1 (山梨県立博物館)	諏訪南宮神 社
141	美和神社文書 (中世資 料一括)	市	古文書	令和 5 年 1 月 16 日	笛有古第 4 号	4 点	御坂町二之宮 1450	美和神社
142	硬玉大珠	市	考古資 料	平成 16 年 10 月 12 日	笛有考第 1 号	1 点	春日居町寺本 170-1 (春日居郷土館)	笛吹市
143	平林 2 号墳石室石材	市	考古資 料	平成 16 年 10 月 12 日	笛有考第 2 号	1 式	春日居町鎮目字平林地 内	山梨県
144	米倉の人形芝居用具	市	有形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛有民第 1 号	1 式	八代町米倉 782	米倉人形三 番叟保存会
145	付木製造道具一式	市	有形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛有民第 2 号	1 式	春日居町寺本 170-1 (春日居郷土館)	田中勝
146	絵馬	市	有形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛有民第 3 号	11 点	石和町市部 1093	石和八幡神 社
147	みそなめ地蔵	市	有形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛有民第 4 号	1 軀	八代町高家 2	高家区上組
148	瑞蓮寺石臼参道 附供 養塔	市	有形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛有民第 5 号		一宮町田中 408	瑞蓮寺
149	岡八幡神社の石造庚申 神殿	市	有形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛有民第 6 号	1 基	八代町岡 1250	岡八幡神社
150	法雲寺の蚕影神像及び 厨子	市	有形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛有民第 7 号	1 式	御坂町下野原 1251	法雲寺
151	花火打ち上げ大筒	市	有形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛有民第 8 号	3 点	境川町小山 1027	若宮神社
152	宿鸛山寶珠寺桃林園百 番観世音菩薩並びに観 音堂等霊場	市	有形民 俗	平成 18 年 8 月 1 日	笛有民第 9 号		芦川町中芦川 1661	寶珠寺
153	式三番人形カシラ	市	有形民 俗	平成 18 年 8 月 1 日	笛有民第 10 号	3 点	芦川町鸛宿 71	鸛宿諏訪神 社
154	永井天神社の神楽	市	無形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛無民第 1 号		八代町永井 1536	永井天神社 神楽保存会
155	寺尾太々神楽	市	無形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛無民第 2 号		境川町寺尾	寺尾神楽師 会
156	砂原太々神楽	市	無形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛無民第 3 号		石和町砂原	砂原太々神 楽保存会
157	東原和歌囃子	市	無形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛無民第 4 号		一宮町東原	東原和歌囃 子保存会
158	米倉人形三番叟	市	無形民 俗	平成 16 年 10 月 12 日	笛無民第 5 号		八代町米倉 782	米倉人形三 番叟保存会
159	笛吹川石和鶺鴒	市	無形民 俗	令和 5 年 12 月 20 日	笛無民第 6 号		笛吹市石和町市部 777	笛吹川石和 鶺鴒保存会
160	能成寺跡 附五輪塔群	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 1 号		八代町北 1671-2 他	八代町北区

表_指定文化財一覧(7/9)

No.	名称	種類		指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
161	石和陣屋跡	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 2 号		石和町市部 720	笛吹市
162	石和本陣跡	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 3 号		石和町市部 1051	個人
163	武田信重の墓	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 4 号		石和町小石和 372	成就院
164	御坂城跡	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 5 号		御坂町 御坂峠	山梨県
165	地藏塚古墳	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 6 号	1 基	八代町南 404	財務省
166	団栗塚古墳	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 7 号	1 基	八代町北 1323	熊野神社
167	小山城跡	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 8 号		八代町高家 1239 他	笛吹市
168	弾誓窟	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 9 号		御坂町下野原 1260 御坂中学校体育館下	笛吹市
169	島田富重郎の墓	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 10 号		石和町松本 610	大蔵経寺
170	天神のこし古墳	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 11 号	1 基	春日居町鎮目字関東林地内	徳条区
171	盃塚古墳	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 12 号	1 基	八代町岡 2195	笛吹市
172	狐塚古墳	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 13 号	1 基	八代町南 2050	笛吹市
173	菩提山長谷寺	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 14 号		春日居町鎮目字菩提地内	長谷寺
174	芍薬塚	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 15 号		春日居町鎮目 526-2	中村起雄
175	八幡塚古墳	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 16 号	1 基	八代町増利 1918	財務省
176	牛居沢の窯跡	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 17 号		境川町藤垜 48・6858-13	個人
177	青山家墓地	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 18 号		春日居町熊野堂 410-2	個人
178	狐塚古墳	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 20 号	1 基	春日居町鎮目 1786	個人
179	大蔵経寺建物跡	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 21 号		石和町松本 610	大蔵経寺
180	辻保順守瓶の墓	市	史跡	平成 16 年 10 月 12 日	笛記史第 22 号		春日居町国府 367	個人
181	瑞蓮寺石臼参道 附供養塔	市	名勝	平成 16 年 10 月 12 日	笛記名第 1 号		一宮町田中 408	瑞蓮寺
182	大口山のモウセンゴケ群生地	市	天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 1 号		八代町竹居 5740 他	笛吹市
183	このてがしわ	市	天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 2 号		石和町松本 510-2	個人
184	小山神主のキンモクセイ	市	天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 3 号		境川町小山 1163	個人
185	定林寺のカヤ	市	天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 4 号		八代町南 747	定林寺
186	楞嚴寺のカヤ	市	天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 5 号		八代町竹居 796	楞嚴寺
187	熊野神社のコウヤマキ	市	天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 6 号		八代町北 1615	熊野神社
188	熊野神社のイチョウ	市	天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 7 号		八代町北 1615	熊野神社
189	荒神堂のケヤキ	市	天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 8 号		八代町南 1206	南区長崎組

表_指定文化財一覧 (8/9)

No.	名称	種類	指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
190	広済寺のヒイラギ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 9 号		八代町奈良原 373	広済寺
191	高家熊野神社社叢のカシ群	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 10 号		八代町高家 2355	高家熊野神社
192	桧峰神社大杉	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 11 号		御坂町上黒駒 檜峰神社	檜峰神社
193	ハコネサンショウウオ棲息地	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 12 号		境川町藤壘	恩賜県有財産名所山保護委員会・境川町藤壘
194	神明社櫟の叢林	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 15 号		一宮町市之蔵 960	神明社
195	オオバボダイジュ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 16 号		御坂町藤野木 1825	個人
196	山梨岡神社のフジ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 17 号		春日居町鎮目 1696	山梨岡神社
197	二子塚のサワラ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 19 号		八代町南 556-1	定林寺
198	浅間神社摂社山宮神社の夫婦杉	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 21 号		一宮町一ノ宮 1705	浅間神社
199	藤壘のナシ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 22 号		境川町藤壘 139-2	個人
200	藤壘の滝のケンポナシ群	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 23 号		境川町大窪 597-2	大窪区
201	浅間神社摂社山宮神社のカタクリ群落	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 25 号		一宮町一ノ宮 1705	浅間神社
202	一行寺のカヤ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 27 号		春日居町桑戸 299-1	一行寺
203	大トチノキ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 28 号		御坂町 御坂路御坂峠手前	山梨県
204	郷土館敷地内の庭木群	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 29 号		八代町南 796	笛吹市
205	森の上のヒイラギ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 30 号		八代町南 344	中村誠一
206	小山若宮神社の大ナラ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 31 号		境川町小山 1027	若宮神社
207	小山若宮神社のシラカシ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 32 号		境川町小山 1027	若宮神社
208	花鳥山一本杉	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 33 号		御坂町・八代町竹居	竹居協議会
209	長慶寺のコツブガヤ	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 34 号		春日居町小松 893	長慶寺
210	檜群生林	市 天然記念物	平成 16 年 10 月 12 日	笛記天第 35 号		石和町松本 615	物部神社
211	上芦川諏訪神社の大ケヤキ群落	市 天然記念物	平成 18 年 8 月 1 日	笛記天第 36 号		芦川町上芦川 704	上芦川諏訪神社
212	御坂隧道	国登録 土木構造物	平成 9 年 12 月 12 日 平成 10 年 1 月 8 日	19-0023		御坂町・富士河口湖町両町の境	山梨県
213	ルミエール旧地下発酵槽	国登録 建造物	平成 10 年 4 月 21 日 平成 10 年 6 月 9 日	19-0025		一宮町南野呂 624	株式会社ルミエール
214	須田家住宅	国登録 建造物	平成 10 年 9 月 2 日 平成 10 年 9 月 25 日	19-0027		石和町四日市場 1563	個人

表_指定文化財一覧 (9/9)

No.	名称	種類		指定年月日	指定書の番号	員数	所在地	所有者
215	屋敷入沢第七号石堰堤	国登録	土木構造物	平成 21 年 8 月 7 日 平成 21 年 8 月 25 日	19-0061		御坂町上黒駒字屋敷入	山梨県
216	早川家住宅主屋	国登録	建造物	平成 29 年 5 月 2 日	19-0089	1 棟	一宮町東新居 1356	個人

文化財保護法（一部抜粋）

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

文化財保護法施行令（一部抜粋）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において

準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号フに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が

百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

二 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これ

を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 8 文化庁長官は、第四項第一号㉞の規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

- 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまで並びに第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準
(平成十二年四月二十八日 文部大臣裁定)
最近改正 平成三十一年三月二九日

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからルまで並びに令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和二十五年法律第二一四号。以下「法」という。）第五三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第一八三条の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (二) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条

件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和五五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

- (二) 「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一一五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

(一) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

(二) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

九 令第五条第四項第一号リ関係

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

(六) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(七) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

(八) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

一〇 令第五条第四項第一号ヌ関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二六年法律第二八五号）第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二十九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

一一 令第五条第四項第一号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ

生息地におけるカササギがある。

一二 令第六条第二項第一条イ及びロ関係

令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる現状変更等については、一から一一までの基準を準用する。

Ⅲ その他

この裁定は、平成三一年四月一日から適用する。

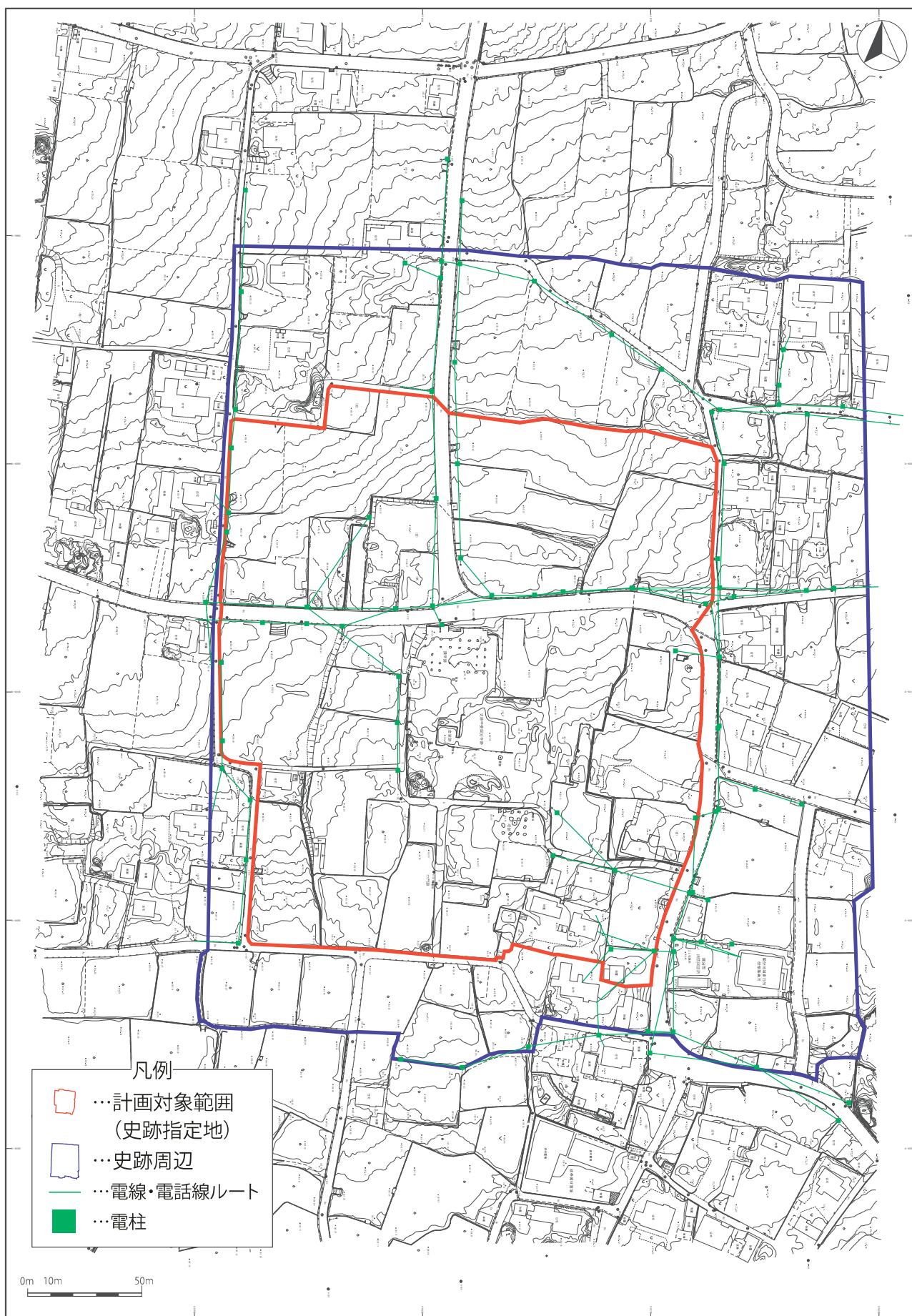


図 甲斐国分寺跡電線ルート

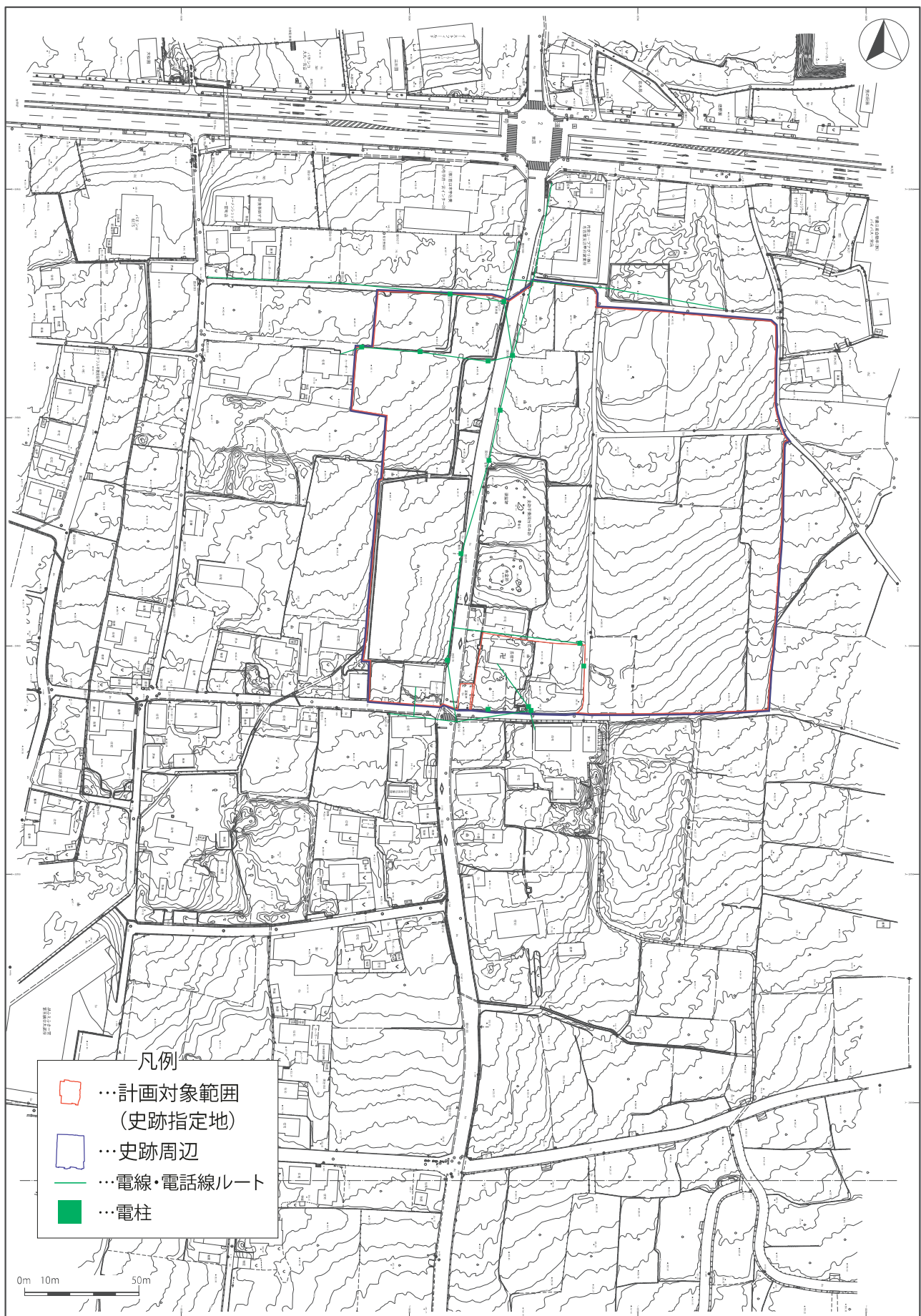


図 甲斐国分尼寺跡電線ルート